

別記様式(国民年金法施行規則の一部を改正する省令(昭和四十五年厚生省令第二十六号)附則第三項)

国民年金

年 金 額 改 定 票

〔国民年金法の一部を改正する法律(昭和44年法律第86号)附則第2条による。〕

国民年金証書の記号番号	
受給権者の氏名	
改定後の年金額	金 円
改定後の年金の支給開始年月	昭和 45 年 7 月

社会保険庁

〔この票は、国民年金証書の表面左上に必ずはつておいて下さい。〕